

少 数 株 主 持 分 に つ い て

林 直 樹

On a Minority Stockholder's Interest in Subsidiaries

Naoki Hayashi

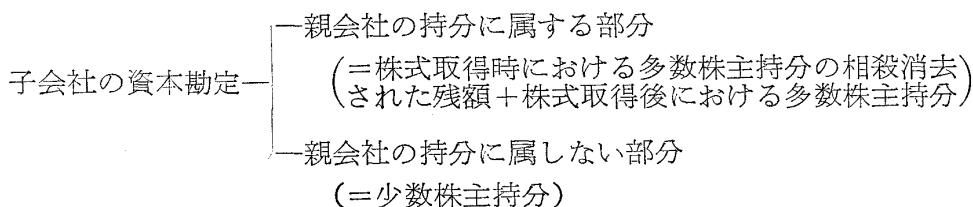
序

連結会計における少数株主持分にかかる諸問題は、親会社の投資勘定と子会社の資本勘定との相殺消去にかかる問題より派生するものである。すでに、著者は「連結財務諸表の理論的基礎」^{注(1)}その他において、少数株主持分にかかる諸問題を部分的に論議している。それらと重複する点はあるものの、本稿では、これらを少数株主持分の観点から改めて整理し直し、かつ、補足的な説明をも加えようと思う。

1. 少数株主持分の概念と性格

少数株主持分は、連結ベースでのみ表示される項目の1つであり、たとえば、親会社が子会社の発行株式を100%保有している場合、かかる項目はあらわれないが、70%保有している場合、かかる項目があらわれてくる。従来、少数株主持分そのものの理解については、十分な研究がなされていないようであるが、本節では、多数株主持分（親会社株主持分）ともかかわらしめて、以上の点を若干考察してみようと思う。

さて、連結財務諸表原則によれば、少数株主持分は、「子会社の資本勘定のうち親会社の持分に属しない部分」^{注(2)}であるとされている。つまり、親会社による子会社株式取得時には、子会社の資本勘定のうち、親会社の持分に属する部分は、親会社の投資勘定と相殺消去された残額が連結貸借対照表の資本勘定に含められ、親会社の持分に属しない部分は、少数株主持分として別に計上される。また株式取得後には、子会社の資本勘定のうち、親会社の持分に属する部分は、連結貸借対照表の資本勘定に含められ、その残額は、少数株主持分として別に計上される。これを一覧表示するならば、次のとおりとなろう。



次に、われわれは少数株主持分の本質が負債であるか、資本であるか、について資本主説と実体説の学説別に論じてみよう。

まず、資本主説（資本主義論）によれば、企業集団の資産はすべて親会社の株主が支配しており、親会社株主持分以外の持分はすべてこれを負債として認識する立場をとる。したがって、少数（外部）株主持分は一種の負債性をもったものとして、負債または準負債の項目に表示されることとなる。

実体説（企業主体理論）によれば、企業集団の資産は企業集団全体のものであり、その負債や資本は、その資産の源泉を示すものであるとする立場をとる。したがって、親会社株主持分と少数株主持分とは会計上区別されない。かくして、少数（外部）株主持分は資本の項目に表示されることとなる。

2. 少数株主持分の評価

次に本節では、少数株主持分の評価の問題を若干取りあげてみたい。この問題は子会社の純資産を、多数株主持分と少数株主持分との間にいかに配分するかという問題にほかならない。^{注(3)}

まず伝統的に、少数株主持分は、子会社の報告諸表上における持分額で評価されてきたし、連結貸借対照表上、負債と株主持分との間の独立項目として分類されてきたという。しかしながら、今日では往々にして、会社間利益に対して調整された、子会社の持分額で評価されている。さらに、少数株主持分は、連結貸借対照表上、株主持分の区分の一部であるという認識が高まってきている。また、少数株主持分がマイナスの場合、親会社の連結持分から控除されるべきであるという資本主義論による想定がある。通常少数株主持分は、会社間損益に対して調整された子会社の持分額で評価されてはいるものの、一方の会社の負債が帳簿価額とは異なる価額で償還されるとき、親会社または子会社に利益をもたらすのは連結損益であるという。

たとえば、ある会社Aは額面 50,000 ドルの社債（bonds payable）を発行している。子会社 B（Aの持株比率 60%）は、公開市場において 27,000 ドルで、この債券の中の 30,000 ドルを購入した。したがって、3,000 ドルの利得が実現する。もしBが満期まで債券を保有すれば、結局Aから 30,000 ドルを受け取ることになる。この利得を子会社の即時の利益として処理すれば、少数株主持分は、1,200 ドルだけ増加するが、繰延利益として処理すれば、債券の残存年数にわたって利得を割り当てる結果となる。多くの会計担当者たちは、資本主義論に基づいて、親会社持分の 1,800 ドルを即時に認識し、少数株主持分の 1,200 ドルを将来の諸期間へ繰り延べようとするであろう。

3. 少数株主持分の表示方法

次に本節では、資本主義論と企業主体論のそれぞれにおける少数株主持分の表示方法について考察する。

まず、資本主義論（所有主義論）に基づく場合には、下記のようにして、少数株主持分を表

示することとなる。

連結貸借対照表
(昭和×年×月×日)

流动資産	×××	流动負債	×××
固定資産	×××	固定負債	×××
投 資	×××	引 当 金	×××
繰 延 勘 定	×××	少数株主持分	×××
連結調整勘定	×××	資 本 :	
		資 本 金	×××
		資本剩余金	×××
		連 結 利 益	×××
		剩 余 金	×××
	×××		×××

連結損益計算書

自昭和×年×月×日 至昭和×年×月×日

売上原価	×××	売 上 高	×××
販売費及び 一般管理費	×××	営業外収益	×××
営業外費用	×××		
当期純利益	×××		
		少 数 株 主 持 分	×××
		連 結 純 利 益	×××
			×××

以上の連結貸借対照表では、少数株主持分は負債としての性格を有するので、資本の部と負債の部との中間、または負債の部に表示される。

以上の連結損益計算書における当期純利益は、税金等調整前の中間的な純利益をあらわすものであるが、少数株主持分は連結純損益の中に含められてはいない。

次に、企業主体理論の場合には、少数株主持分は下記のようにして表示される。

連結貸借対照表
(昭和×年×月×日)

商 品	×××	負 債	×××
その他の資産	×××	資 本	
連結調整勘定	×××	資 本 金	×××
		利 益 剩 余 金	×××
		少 数 株 主 持 分	×××
	×××		×××

連結損益計算書

自昭和×年×月×日 至昭和×年×月×日

売上原価	×××	売 上 高	×××
費 用	×××		
連 結 純 利 益	×××		
		少 数 株 主 持 分	×××
		多 数 株 主 持 分	×××
			×××

以上の連結貸借対照表では、少数株主持分は資本の部に、多数株主持分とともに並べて表示されている。

以上の連結損益計算書では、少数株主持分は連結純損益に含められており、連結純損益の内訳として、多数株主持分と少数株主持分とを区分表示する。

4. マイナスの少数株主持分

次に本節では、われわれはマイナス（借方残）の少数株主持分の問題について考察してみよう。かかる実例はかなり存在するものようである。

一般に、資本主義理論に基づく連結会計制度の実務においては、少数株主持分は一種の負債として連結貸借対照表上表示されている。つまり、少数株主持分を親会社にとっての他人資本と

みなすのである。しかしながら、マイナスの少数株主持分が存在する場合、少数株主の責任をその投資の限度までにとどめ、その限度をこえるマイナスの持分額を少数株主に配分することはないようである。坂本氏によれば、「少数株主は子会社の経営権をもつものでなく、その責任はあくまでも投資額の限度までであり、これをこえるマイナスの持分を配分することは実現性のない資産を連結貸借対照表上に計上することになり、妥当な処理とはいえない」^{注(4)}からである。

なお付言するならば、以上の会計処理には若干の理論的な問題点が存するといわなければならない。その問題点とは、資本主義理論に基づくマイナスの少数株主持分は、本来借方項目として資産に計上すべきものであるということである。なぜならば、このことは連結財務諸表原則における真実性の原則の観点によって支持されると考えられるからである。なお、ここでいう真実性の意味について若干の補足説明を加えておこう。^{注(5)}

周知のように、連結財務諸表原則における真実性の原則は、個別財務諸表原則における真実性の原則をベースとしており、その本文は次のとおりである。「連結財務諸表は、企業集団の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。」ところで、この真実な報告という言葉の解釈であるが、若杉氏によれば、企業会計原則でいう真実性とは、絶対的な意味での真実ではなく、相対的なものであり、かかる財務諸表をもってわれわれは満足せざるをえない、^{注(6)}とされている。さしあたり、本節では、以上の見解を支持することとする。

他方、企業主体理論に基づくならば、かかる理論的な問題点は、解消されてしまうことになる。この場合、少数株主持分は企業主体にとっての自己資本とみなされる。さらに、マイナスの少数株主持分は企業主体にとっての資産である。つまり、親会社株主持分と少数株主持分は同列とみなされる。したがって、少数株主の持分額はマイナスの場合でも割り当てられることになる。かくして、親会社株主持分と同様に、マイナスの持分額を少数株主に割り当てるのも、連結会計における合理的な会計処理となりうるであろう。

5. むすびにかえて

以上、本稿においてわれわれは少数株主持分についてさまざまな事項をとりあげることができた。これらを要約するならば、次のとおりとなろう。

第1に、子会社の資本勘定は、親会社の持分に属する部分と属しない部分とから構成されているが、少数株主持分は、後者を意味するものである。さらに、少数株主持分は、企業主体理論によれば、多数株主持分と同様、負債ではなく資本であると考えられる。

第2に、少数株主持分の評価の問題が存する。伝統的に、少数株主持分は、子会社の報告諸表上における持分額で評価されてきたし、連結貸借対照表上、準負債として処理してきた。近年では、会社間利益に対して調整された持分額で評価され、連結貸借対照表上、株主持分と

して処理されることが多くなっている。しかしながら、一方の会社の負債が帳簿価額とは異なる価額で償還されるとき、親会社または子会社に利益をもたらすのは連結損益である。

第3に、少数株主持分の表示方法がとりあげられた。ここでは、資本主義理論と企業主体理論のそれぞれに基づく少数株主持分の連結貸借対照表および連結損益計算書上における表示方法の相違が明らかにされた。

第4は、マイナスの少数株主持分にかかわる問題である。一般に、資本主義理論によれば、少数株主持分は一種の負債と考えられている。しかしながら、マイナスの少数株主持分が存在する場合、その投資の限度をこえるマイナスの持分額は、少数株主に配分されない。他方、企業主体理論に基づくならば、親会社株主持分と少数株主持分は同列とみなされるから、マイナスの持分額は、少数株主に配分されることとなる。

この論文の作成にあたり、名古屋大学経済学部教授斎藤隆夫先生より数々の助言と御指導を賜ったことに対して感謝の意を表する。

注(1) 林直樹、「連結財務諸表の理論的基礎」、東海学園女子短期大学紀要第11号、昭和51年(1976年)10月。

注(2) 大蔵省企業会計審議会、「連結財務諸表原則」、(会計、第108巻第2号、昭和50年(1975年)8月号に所載。)

注(3) NM. Bedford, KW. Perry, AR. Wyatt., Advanced Accounting, an organizational approach Third Edition John Wiley & Sons, Inc. pp.593—594.

注(4) 鮎子田、田邊、坂本著；新・連結財務諸表の実務、同文館、昭和52年(1977年)11月、89頁。

注(5) 会計における真実性について論じたものとしては、武田隆二著、『連結財務諸表』、国元書房、59頁—62頁。黒澤、馬場、合崎、江村、武田稿、「特別企画・会計における“真実”とはなにか」、企業会計、中央経済社、1973年1月、23頁—51頁。等がある。

注(6) 連結財務諸表原則 op. cit., p.148.

注(7) 黒澤、阪本、久保田監修、『会計ハンドブック』、中央経済社、昭和51年(1976年)12月、125頁—126頁。